

平成 30 年

NMR 施設

最先端利用開発

第 3 回課題公募のご案内

平成 30 年 9 月

NMR 共用プラットフォーム

(理化学研究所、横浜市立大学、大阪大学、北海道大学)

# 目 次

1. NMR 共用プラットフォーム	1
(1)事業の概要	1
(2)運営体制	1
2. 公募要領	2
(1)公募の内容	2
(2)申請にあたっての留意点	3
(3)審査及び採択	5
(4)申請手続	6
3. 今後のスケジュール	6
4. お問い合わせ先	6

(別添)

情報管理計画の基本的考え方	8
---------------	---

理化学研究所、横浜市立大学、大阪大学、北海道大学は、平成 28 年度文部科学省「先端研究基盤共用促進事業（共用プラットフォーム形成支援プログラム）」に「NMR 共用プラットフォーム」として採択されました。この事業の一環として、最先端利用開発の公募を行います。

## 1. NMR 共用プラットフォーム

### (1)事業の概要

先端的な NMR 装置と技術を有する共用事業推進 4 機関(以下、「4 機関」という)である国立研究開発法人理化学研究所、公立大学法人横浜市立大学、国立大学法人大阪大学、国立大学法人北海道大学は、先端的な設備と技術を有し、共用取組に対して十分な経験を有する NMR 共用施設ならびに NMR 装置メーカーより構成される NMR 技術領域の研究開発基盤である「NMR 共用プラットフォーム」を形成します。

これまでの実績を基に「高度利用支援体制」の拡充を進め、産学官に開かれた共用による NMR 技術を活用したイノベーション創出を加速するとともに、「開発」と「利用」を結びつける「場」の形成、「知」の集積と共有、「人材」の育成、「国内外との連携」関係の拡大、に関する取組により、日本の NMR 研究開発の持続的な維持・発展を先導する技術プラットフォームとなることを目指します。

この実現のため以下に示す取り組みを実施していきます。

- ・ 4 機関による運営委員会を設置
- ・ NMR 利用サービスの共用体制の更なる質の向上
- ・ NMR 技術領域の飛躍的な発展に資する課題を実施するための「最先端利用開発枠」の設置
- ・ NMR 技術領域内外の学生、アカデミア研究者、企業研究者の NMR の教育・学び直しプログラムの実施
- ・ NMR 共用プラットフォームの高度技術支援者の技術・知識の維持・向上を目的とした人材の育成、広報・連携・ネットワーク構築

### (2)運営体制

- ・ 代表機関：理化学研究所
- ・ 実施機関：理化学研究所、横浜市立大学、大阪大学、北海道大学
- ・ 運営委員会：代表機関、実施機関に所属する委員からなる委員会
- ・ 協力機関：日本電子株式会社、ブルカー・ジャパン株式会社

## 2. 公募要領「最先端利用開発」

### (1)公募の内容

「最先端利用開発」では、NMR 技術領域の拡大発展に寄与する利用課題を対象とし、最先端の NMR 装置を利用した先端的かつ新規の測定技術の開発や、NMR 共用プラットフォーム全体における測定技術等の向上を目指した課題を募集します。

募集する課題は、民間企業または大学・研究機関等に属する研究者による提案課題であり、以下に示すいずれかの要件を満たすことが望まれます。

- ・ NMR 技術領域の拡大発展に寄与する利用課題
  - 1：開発途上の NMR 装置・技術を試用する課題
  - 2：次世代 NMR 技術を担う要素技術の開発課題
  - 3：企業による最先端技術開発研究に繋がる課題

(以下 1～3 の内容に合わせて解説する)

例えば、①NMR 共用プラットフォームを活用した NMR 技術領域の飛躍的な発展に資する課題、②将来の技術開発のシーズを発掘、開発サイドに結果をフィードバックすることにより開発の実用性向上、NMR 技術領域の最先端技術開発を目的とした利用課題、③公的資金や企業との共同研究により開発される最先端装置・技術を、そのシーズ段階から支援したり、完成前の段階で試用したりする開発途上の NMR 装置・技術を試用する課題、などが考えられますが、これら以外の提案も可能です。

本利用枠で実施される課題は、成果公開を前提として無償での利用<sup>\*</sup>としており、4 機関各施設とそれが有する国産独自技術(下記参照)を活用した中長期的な研究開発や複数機関を利用することも可能です。各施設は、利用者が円滑に利用できるよう、ユーザーニーズの把握、研究開発、NMR 測定などの支援を行います。

※複数機関を利用する課題については、4 機関の利用に関わる経費のみが本利用枠の無償利用の対象となります。

公募案内および利用課題の申請受付等は NMR 共用プラットフォームポータルサイト (URL : <http://nmrpf.jp>)にて行います。

下記のいずれかをご活用の際には申請フォーム内の「利用を希望する施設や装置、利用希望期間内において希望するマシンタイム」の枠で、利用希望機関先の「最先端技術・装置等の開発」の項目にチェックをお願いします。

理化学研究所「NMR 立体構造解析パイプライン」施設

- 安定同位体標識技術
- 超高磁場磁石技術
- 汎用性を備える NMR 検出器技術

#### 横浜市立大学超高磁場超高感度 NMR 施設

- OLC-NMR 技術
- 相互作用解析技術

#### 大阪大学蛋白質研究所 NMR 装置群

- 超高感度 DNP 装置技術
- <sup>19</sup>F 創薬装置技術
- 自動 NMR 構造解析技術

#### 北海道大学先端 NMR ファシリティ NMR 装置

- 常磁性プローブ法による生体分子解析技術
- 半固体試料測定 NMR 技術

## (2)申請にあたっての留意点

### ①応募要件

「最先端利用開発」枠で募集する課題は、民間企業または大学・研究機関等に属する研究者による提案課題であること。

### ②利用時期及び条件

採択利用課題の NMR 施設の利用開始は、平成 30 年 12 月中を予定していますが、各利用課題の利用時期は、採択後に調整させていただきます。利用期間は原則、2 年間ですが、研究プロジェクト等の特別な理由がある場合は平成 33 年 3 月まで利用は可能です。但し原則、実施課題は年度毎に年度報告書をご提出頂き、課題選定委員会にて評価を行い、翌年度の利用継続を審査します。

### ③誓約書の提出

申請者は施設利用に関する誓約書を提出していただきます。誓約書は、下記 URL より入手してください。

理化学研究所：[http://www.ynmr.riken.jp/apply\\_inform/pf\\_apply.html](http://www.ynmr.riken.jp/apply_inform/pf_apply.html)

横浜市立大学：[http://www.yokohama-cu.ac.jp/res\\_pro/collaboration/facilities.html](http://www.yokohama-cu.ac.jp/res_pro/collaboration/facilities.html)

大阪大学：[http://www.protein.osaka-u.ac.jp/biophys/sentan\\_kyoyo/](http://www.protein.osaka-u.ac.jp/biophys/sentan_kyoyo/)

北海道大学：<http://altair.sci.hokudai.ac.jp/facility/nmr/public.html>

### ④知的財産権および成果の帰属

利用課題実施者が NMR 施設を利用することによって生じた知的財産権や得られた成果については、利用課題実施者(申請者と施設者が共同で課題を実施する場合は、施設者も含まれます)に帰属します。なお、発明者の認定につきましては、基本的にその発明に係わったかどうか認定の基準になりますので、ケース毎に判断することとなります。

#### ⑤成果公開の考え方

NMR 施設を利用して得られた解析結果及び成果は、利用終了日から 60 日以内に利用報告書に取りまとめて提出していただきます。

上記の利用報告書は公開とします。ただし、提出した報告書を利用者が特許取得などの理由により公開の延期を希望し、最先端利用開発選定委員会(後述)の意見を踏まえて 4 機関運営委員会が認めた場合には、原則として最大 2 年間延期することができます。

解析結果及び成果については、利用報告会等において発表をお願いすることがあります。また、NMR 施設の対外的な PR 等のため、成果の使用について別途ご相談させていただくことがあります。また、本事業による成果を発表される場合には、文部科学省「先端研究基盤共用促進事業」・NMR 共用プラットフォームを利用したことを明記してください。

(例)

【英文】: The NMR experiments were performed at (機関名) of NMR Platform supported by the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT), Japan.

【和文】: 本研究の NMR 測定は、文部科学省先端研究基盤共用促進事業「NMR 共用プラットフォーム」の(機関名)を利用しました。

#### ⑥生命倫理及び安全の確保

生命倫理及び安全の確保に関し、申請者が所属する機関の長等の承認・届出・確認等が必要な研究課題については、必ず所定の手続きを行っておく必要があります。なお、以上を怠った場合または国の指針等(文部科学省ホームページ「生命倫理・安全に対する取組」を参照)に適合しない場合には、審査の対象から除外され、採択の決定が取り消されることがありますので注意してください。

#### ⑦人権及び利益保護への配慮

申請利用課題において、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究開発または調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取り扱いについて、必ず申請前に適切な対応を行っておいてください。

#### ⑧欠格事項

申請者が次のいずれかに該当する場合は、審査の対象から除外され、採択の決定が取り消されます。

(i) 過去(3 年以内)に NMR 施設利用に際して、虚偽の申告または、不正な利用を行った者。

(ii) 同一の利用課題名または内容で、4 機関いずれかの NMR 施設の利用枠において採択が決定して重複した利用になる場合。

#### ⑨申請及び利用における情報管理

利用課題申請及び利用において、入手した情報は、後述の情報管理計画に従って管理するものとします。従って、情報管理計画において規定する情報は、申請者の同意なくしては公開致しません。

#### ⑩旅費について

本課題実施のための施設利用に伴う旅費の補助はありません。

### (3)審査及び採択

#### ①審査の方法

利用課題選定及びその決定に関わる重要事項等の審議は、NMR 利用研究について専門的知識を有し、産業界利用や産学官共同研究利用を中心としたイノベーション創出についても重大な関心を持っている外部有識者及び NMR 施設運営に関する内部責任者で構成する、最先端利用開発選定委員会(以下「課題選定委員会」という)によって行います。後述の審査の観点に基づき課題選定委員会が申請利用課題を評価し、この評価結果に基づき、当該利用期間における利用可能なマシンタイム数、応募者の利用希望時間・時期及び利用希望機器等を考慮して、実施利用課題の選定を行い、利用時間、時期及び機器の決定について、的確な調整を行った上で、最終的な採択利用課題を決定します。決定後に申請者への通知を行います。

審査は非公開で行われますが、課題選定委員会の委員に申請利用課題との利害関係者が含まれる場合には、その委員は当該利用課題の審査から排除されます。また、課題選定委員会の委員は、委員として取得した応募利用課題及び利用課題選定に係わる情報を、委員の職にある期間だけでなくその職を退いた後も第三者に漏洩しないこと、情報を善良な管理者の注意義務をもって管理すること等の秘密保持を遵守することが義務付けられています。

課題選定委員名及び採択が決まった利用課題については公表しますが、審査の経過は通知いたしませんし、お問い合わせにも応じられません。また、提出された申請書類等の審査資料は返還いたしませんので、ご了承ください。

#### ②審査の手順

審査は以下の手順により実施されます。

##### (i)形式審査

提出された申請書類について、応募の要件を満たしているかについて審査します。応募の要件を満たしていないものは、以降の審査の対象から除外される場合があります。

##### (ii)最終審査

課題選定委員会において審査を実施し採択利用課題を決定します。決定にあたっては、各施設での実施可能性について、各施設責任者の意見を必ず確認します。

#### ③審査の観点

審査(形式審査を除く)は申請内容に加え、以下の観点到に挙げた各項目に沿った内容の課題も判断の基準とします。ただし後述する(2)⑧「欠格事項」に該当しないものに限りです。利用可能なマシンタイム数を上回る申請があった場合には、原則としてこれらの評価が優れている利用課題が優先的に採択されます。また、評価が著しく低い利用課題については採択されない場合があります。

##### (i)科学的・技術的な妥当性

- (ii)NMR 利用の必要性及び優先性
- (iii)社会的・経済的な妥当性
- (iv)実験内容の技術的な実施可能性及び安全性

④審査結果の通知等

審査結果については、申請者に対して、文書にて通知します。その後、利用時期を利用施設担当者よりお知らせします。

(4)申請手続

申請は、NMR 共用プラットフォームのウェブサイトで受け付けます。

URL : <http://nmrpf.jp>

### 3. 今後のスケジュール

今後の予定は以下の通りです。

平成 30 年 9 月 10 日 (月)	平成 30 年 第 3 回応募開始
平成 30 年 10 月 12 日 (金)	平成 30 年 第 3 回応募締め切り
平成 30 年 11 月予定	平成 30 年 第 3 回採択利用課題決定
平成 30 年 12 月予定	平成 30 年 第 3 回利用開始

### 4. お問い合わせ先

本事業の概要については以下のホームページで情報を公開しています。

NMR 共用プラットフォーム : <http://nmrpf.jp>

理化学研究所 : <http://www.ynmr.riken.jp/>

横浜市立大学 : [http://www.yokohama-cu.ac.jp/res\\_pro/collaboration/facilities.html](http://www.yokohama-cu.ac.jp/res_pro/collaboration/facilities.html)

大阪大学 : <http://nmrfacility.info>

北海道大学 : <http://altair.sci.hokudai.ac.jp/facility/nmr/index.php>

最先端利用開発課題の実施に関わるお問い合わせは、下記の連絡先をお願いします。

本公募に関して入手した個人情報は、「国立研究開発法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」、「横浜市個人情報の保護に関する条例」、「公立大学法人横浜市立大学における個人情報の適正な管理に関する取扱要領」、「国立大学法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」に従って、適切に管理します。

【連絡先】

〒230-0045 神奈川県横浜市鶴見区末広町 1 丁目 7-22

国立研究開発法人 理化学研究所 横浜キャンパス

NMR 施設開放担当



E-mail : [ynmrpf@riken.jp](mailto:ynmrpf@riken.jp)

〒230-0027 神奈川県横浜市金沢区瀬戸 22-2  
公立大学法人 横浜市立大学 研究推進部

E-mail : [kenkyu@yokohama-cu.ac.jp](mailto:kenkyu@yokohama-cu.ac.jp)

〒565-0871 大阪府吹田市山田丘 3-2  
国立大学法人 大阪大学 蛋白質研究所 NMR 装置群  
外部利用担当

E-mail : [nmrkaihou@protein.osaka-u.ac.jp](mailto:nmrkaihou@protein.osaka-u.ac.jp)

〒060-0810 北海道札幌市北区北 10 条西 8 丁目  
北海道大学大学院先端生命科学研究院  
先端 NMR ファシリティ共用事業担当

E-mail : [nmrfacility@mail.sci.hokudai.ac.jp](mailto:nmrfacility@mail.sci.hokudai.ac.jp)

なお、複数機関の利用実施、制度に関わるお問い合わせは、下記の連絡先をお願い致します。

NMR 共用プラットフォーム E-mail : [nmrpfkaihou@riken.jp](mailto:nmrpfkaihou@riken.jp)

## 情報管理計画の基本的考え方

### (a)理化学研究所について

#### 1. 情報管理全体に関する基本的考え方

申請受付・課題実施・成果発表など、利用の一連のプロセスにおいて、国立研究開発法人理化学研究所(理研)が知り得た個別の情報については、相手先の同意なくしては公表しない。ただし、個別内容が特定できない統計的に処理されたデータ並びに 2-3. 項を除くものとする。

#### 2. 情報管理の方法に関する考え方

申請受付・選考・課題実施・成果管理については、以下の基本方針の下、各業務を行う。

- ① デジタルデータのパスワード管理を徹底する。
- ② 紙媒体文書については、施錠管理を徹底する。
- ③ 相手方の要請があれば、随時必要に応じ機密保持契約を締結する。
- ④ 理研職員の守秘義務違反は、刑法その他の罰則の対象となる。
- ⑤ 課題選定委員には、秘密保持誓約書を頂いた上で選考を実施する。

##### 2-1. 申請・選考

- ① 課題選定委員には、秘密保持誓約書を頂いた上で選考を実施する。
- ② 理研職員は、守秘義務を負うことを徹底することで、業務上知り得た情報を管理する。

##### 2-2. NMR 装置利用支援

###### ① 試料の管理

利用者が責任を持って管理する。(利用者の手を離れないようにする)

###### ② 実験実施時のセキュリティ

スタッフ立会いの下、実験を開始・終了する。(基本的に利用者間の接触はなし)

###### ③ 測定データ

実験装置での不必要なデータは、ユーザー判断のもとにデータの消去を確実に実施する。

##### 2-3. 採択結果等の公開

採択並びに実施された課題に関する以下の情報については、理研の発行する情報誌、ウェブサイト等に公開できるものとする。

課題番号、課題名、実験責任者名、所属機関名

##### 2-4. 研究成果

実験に関する利用報告書については、秘匿する期間内は理研で施錠保管する。

## (b)横浜市立大学について

### 1. 情報管理全体に関する基本的考え方

申請受付・課題実施・成果発表など、利用の一連のプロセスにおいて、公立大学法人横浜市立大学(横浜市大)が知り得た個別の情報については、相手先の同意なくしては公表しない。ただし、個別内容が特定できない統計的に処理されたデータ並びに 2-3. 項を除くものとする。

### 2. 情報管理の方法に関する考え方

申請受付・選考・課題実施・成果管理については、以下の基本方針の下、各業務を行う。

- ① デジタルデータのパスワード管理を徹底する。
- ② 紙媒体文書については、施錠管理を徹底する。
- ③ 相手方の要請があれば、随時必要に応じ機密保持契約を締結する。
- ④ 横浜市大教職員の守秘義務違反は、刑法その他の罰則の対象となる。
- ⑤ 課題選定委員には、秘密保持に関わる書類を頂いた上で選考を実施する。

#### 2-1. 申請・選考

- ① 課題選定委員には、秘密保持に関わる書類を頂いた上で選考を実施する。
- ② 横浜市大教職員は、公務員並の守秘義務を負うことを徹底することで、業務上知り得た情報を管理する。

#### 2-2. NMR 装置利用支援

##### ① 試料の管理

利用者が責任を持って管理する。

##### ② 実験実施時のセキュリティ

NMR 棟は常時施錠されており、許可されている者以外は無断で立ち入れない。スタッフ立会いの下、実験を開始・終了する。(基本的に利用者間の接触なし)

##### ③ 測定データ

実験装置のデータへのアクセスは、ファイアーウォールにより制限されている。実験装置での不必要なデータは、ユーザー判断のもとにデータの消去を確実に実施する。

#### 2-3. 採択結果等の公開

採択並びに実施された課題に関する以下の情報については、横浜市大の発行する情報誌、ウェブサイト等に公開できるものとする。

課題番号、課題名、実験責任者名、所属機関名

#### 2-4. 研究成果

実験に関する利用報告書については、秘匿する期間内は横浜市大で施錠保管する。

## (c)大阪大学について

### 1. 情報管理全般

申請受付・課題実施・成果発表など、利用の一連のプロセスにおいて、国立大学法人大阪大学蛋白質研究所(蛋白研)が知り得た個別の情報については、相手先の同意なくしては公表しない。ただし、個別内容が特定できない統計的に処理されたデータ並びに 2-3.項 を除くものとする。

### 2. 情報管理の方法申請受付・選考・課題実施・成果管理については、以下の基本方針の下、各業務を行う。

- ① デジタルデータのパスワード管理を徹底する。
- ② 紙媒体文書については、施錠管理を徹底する。
- ③ 相手方の要請があれば、随時必要に応じ機密保持契約を締結する。
- ④ 蛋白研職員の守秘義務違反は、刑法その他の罰則の対象となる。
- ⑤ 課題選定委員には、秘密保持誓約書を頂いた上で選考を実施する。

#### 2-1. 申請・選考

- ① 課題選定委員には、秘密保持誓約書を頂いた上で選考を実施する。
- ② 蛋白研職員は、守秘義務を負うことを徹底することで、業務上知り得た情報を管理する。

#### 2-2. NMR 装置利用支援

- ① 試料の管理  
利用者が責任を持って管理する。尚、実験期間中利用者には鍵付冷蔵庫が貸与される。
- ② 実験実施時のセキュリティ  
スタッフ立会いの下、実験を開始・終了する。
- ③ 測定データ  
実験装置での不必要なデータは、ユーザー判断のもとにデータの消去を確実に実施する。

#### 2-3. 採択結果等の公開

採択並びに実施された課題に関する情報については、当施設の事業ウェブサイトや文部科学省の事業ウェブサイト「共用ナビ」で公開できるものとする。

#### 2-4. 研究成果

実験に関する利用報告書については、秘匿する期間内は蛋白研で施錠保管する。

#### (d)北海道大学について

##### 1. 情報管理全体に関する基本的考え方

申請受付・課題実施・成果発表など、利用の一連のプロセスにおいて、国立大学法人北海道大学（北大）が知り得た個別の情報については、相手先の同意なくしては公表しない。ただし、個別内容が特定できない統計的に処理されたデータ並びに 2-3. 項を除くものとする。

##### 2. 情報管理の方法に関する考え方

申請受付・選考・課題実施・成果管理については、以下の基本方針の下、各業務を行う。

- ① デジタルデータのパスワード管理を徹底する。
- ② 紙媒体文書については、施錠管理を徹底する。
- ③ 相手方の要請があれば、随時必要に応じ機密保持契約を締結する。
- ④ 北大教職員の守秘義務違反は、刑法その他の罰則の対象となる。
- ⑤ 課題選定委員には、秘密保持誓約書を頂いた上で選考を実施する。

##### 2-1. 申請・選考

- ① 課題選定委員には、秘密保持誓約書を頂いた上で選考を実施する。
- ② 北大教職員は、守秘義務を負うことを徹底することで、業務上知り得た情報を管理する。

##### 2-2. NMR 装置利用支援

- ① 試料の管理  
利用者が責任を持って管理する。
- ② 実験実施時のセキュリティ  
スタッフ立会いの下、実験を開始・終了する。
- ③ 測定データ  
実験装置での不必要なデータは、ユーザー判断のもとにデータの消去を確実に実施する。

##### 2-3. 採択結果等の公開

採択並びに実施された課題に関する以下の情報については、当施設の事業ウェブサイト、文部科学省の事業ウェブサイト「共用ナビ」等で公開できるものとする。

課題番号、利用課題名、実験責任者名、所属機関

##### 2-4. 研究成果

実験に関する利用報告書については、秘匿する期間内は北大で施錠保管する。

以 上